

「天皇の退位」特例法案を閣議決定

北側 一雄 副代表に聞く



天皇陛下の退位を現在の天皇に限って可能にする特例法案が19日、閣議決定された。特例法案は、3月に与野党の多くが了承した「衆参正副議長による議論のとりまとめ」を踏まえ、退位に至る経緯や皇室典範付則に特例法案の根拠規定を置くことなどを盛り込んだ【表参照】。国会でのこれまでの議論について、公明党の北側一雄副代表に聞いた。

陛下の「おことば」国民が理解

退位の背景

天皇陛下の退位を議論することになった背景は。

北側一雄副代表 議論の出発点になったのは昨年8月8日の天皇陛下の「おことば」です。

その中で陛下は、「即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました」と述べられ、さらに「社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような

在り方が望ましいか」との発言もありました。思いを、お言葉を述べられながらも、率直に表明されたと思います。

日本国憲法には天皇の地位は「日本国民の総意に基く」とあります。国民が陛下の「おことば」をどう受け止めたかについて、全国民の代表で組織された国会として、「国民の総意」を探るための議論を進めまして。

「おことば」にある「象徴と位置づけられた」天皇のあり方は、①国事行為の象徴としての地位に基づく公的行為②私的行為③公的行為④私的行為⑤公的行為⑥私的行為⑦公的行為⑧私的行為⑨公的行為⑩私的行為⑪公的行為⑫私的行為⑬公的行為⑭私的行為⑮公的行為⑯私的行為⑰公的行為⑱私的行為⑲公的行為⑳私的行為㉑公的行為㉒私的行為㉓公的行為㉔私的行為㉕公的行為㉖私的行為㉗公的行為㉘私的行為㉙公的行為㉚私的行為㉛公的行為㉜私的行為㉝私的行為

退位特例法案のポイント

- 法案名は「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」
- 陛下は公務などの継続が困難となることを「深く案じておられる」とし「国民は陛下のお気持ちを理解し、共感している」と明記
- 皇室典範の付則に「特例法は典範と一体」との規定を新設
- 退位日となる施行日は公布の日から3年を超えない範囲で政令により定める。首相は皇室会議の意見を聴取

国会の議論

国会ではどのような議論がありましたか。

北側 政府の有識者会議が行った識者からのヒアリングでは多様な意見が出されました。その中には、一部に、退位を認めべきでないとの意見もありました。

陛下の「おことば」を受け、多くの国民は退位をやむを得ないものと受け止めています。こうしたことから各党派との議論でも退位を認めることで一致しました。

退位を認める法形式についても大きな議論になりました。北側 退位の法形式は、「議論のとりまとめ」では一代限りの特例法案とすることになりました。

天皇制度の安定的な維持を図るためには、天皇の終身在位制という基本は維持されるべきと考えます。

また、一代限りの特例法とはいえ、法文に退位に至る事情を具体的に書き込むことで、今回の特例法が将来の重要な先例となると指摘しました。公明党の議論では、退位を将来のすべの天皇に認める恒久制度とするべきとの意見もありました。

公明党は、幅広い合意を得るために大きな役割を果たせたいと思います。

北側 国会では特例法案の審議が始まりますが、できるだけ早期に国会で成立を期していきたいと思っております。

一方、皇位継承、天皇制度の安定を、今後どう確保するかは大変重要な課題です。引き続き議論を行っていきます。

与野党超えた合意形成へ

しかしながら、将来にわたる退位の要件を、現代の高齢社会にあって、一般的に規定することは極めて困難です。例えば、「天皇の退位の意思を要件とする」ことは、憲法4条1項に定める「天皇の国政関与禁止」に反する疑いが生じます。

公明党は、一代限りの特例法とする立場を取りました。そして、将来、退位が問題になった時は、国会において、その時代の国民の意識、社会状況、天皇の年齢と皇位継承者の年齢、皇室の状況などを踏まえ、慎重に審議することが望ましいと主張しました。

公明党は、幅広い合意を得るために大きな役割を果たせたいと思います。

北側 国会では特例法案の審議が始まりますが、できるだけ早期に国会で成立を期していきたいと思っております。

一方、皇位継承、天皇制度の安定を、今後どう確保するかは大変重要な課題です。引き続き議論を行っていきます。

公明党は、幅広い合意を得るために大きな役割を果たせたいと思います。

北側 国会では特例法案の審議が始まりますが、できるだけ早期に国会で成立を期していきたいと思っております。

一方、皇位継承、天皇制度の安定を、今後どう確保するかは大変重要な課題です。引き続き議論を行っていきます。

公明党は、幅広い合意を得るために大きな役割を果たせたいと思います。

北側 国会では特例法案の審議が始まりますが、できるだけ早期に国会で成立を期していきたいと思っております。

一方、皇位継承、天皇制度の安定を、今後どう確保するかは大変重要な課題です。引き続き議論を行っていきます。

公明党は、幅広い合意を得るために大きな役割を果たせたいと思います。

北側 国会では特例法案の審議が始まりますが、できるだけ早期に国会で成立を期していきたいと思っております。

一方、皇位継承、天皇制度の安定を、今後どう確保するかは大変重要な課題です。引き続き議論を行っていきます。

公明党は、幅広い合意を得るために大きな役割を果たせたいと思います。

北側 国会では特例法案の審議が始まりますが、できるだけ早期に国会で成立を期していきたいと思っております。

一方、皇位継承、天皇制度の安定を、今後どう確保するかは大変重要な課題です。引き続き議論を行っていきます。

幅広い理解に大きな役割

公明の主張

公明党は合意形成にどう努めたか。

北側 今回の特例法案には、皇室典範の付則に、特例法が皇室典範と一体を成すものであるという規定を盛り込みました。一部に「皇室典範」という名前を法律に規定しないと、憲法違反に当たらないという

立場ですが、そうした疑念を払拭するため、各党派全体会議の場で提案し、法案にも盛り込まれました。

公明党は、幅広い合意を得るために大きな役割を果たせたいと思います。